

平成29年9月定例会 総務委員会（事前）

平成29年9月12日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時26分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③④）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第3号 企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報公開条例の一部改正について
- 議案第21号 平成28年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第2号 平成28年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 再就職状況について（資料⑤）
- 徳島東警察署庁舎整備に関する土地の交換について（資料⑥）

吉田経営戦略部長

9月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成29年9月徳島県議会定例会提出予定議案、1枚物により御説明いたします。

今回、提出いたします案件は、議案26件及び報告8件でございます。

その内訳は、予算案が第1号の1件、条例案が第2号から第10号までの9件、負担金議案が第11号から第17号までの7件、契約議案が第18号及び第19号の2件、その他の議案が第20号の1件、決算認定議案が第21号から第26号までの6件、報告につきましては第1号から第8号までの8件となっております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成29年度9月補正予算(案)の概要を御覧いただきたいと思います。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、県民の命と暮らしを守る安全・安心対策をはじめとした喫緊の課題に切れ目なく対応するため、三つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、（１）に記載のとおり、九州北部豪雨を踏まえた災害予防対策の強化や高齢化の進行に備えた地域医療・介護の充実などによる安全・安心対策の推進。

二つ目の（２）は、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給やその後の販路拡大を見据えた、GAP、HACCPの認証取得の推進など、もうかる農林水産業の飛躍に向けた経済・雇用対策の推進。

三つ目の（３）は、AIを活用した県民サービスの向上や働き方改革の推進、阿波藍の更なる魅力向上や販路拡大などによる大胆素敵とくしまの実現、これらの施策に取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、２の一般会計補正予算規模にお示ししておりますとおおり、全て一般会計で、70億760万1,000円となっております。

資料２ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入でございますが、（１）に記載のとおり、国庫支出金から県債におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては（２）に記載のとおり、総務費から衛生費及び農林水産業費から警察費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、３ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、１枚物の提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして御説明いたします。

第２号の条例改正は、土地改良法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第３号の条例改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

第４号の条例改正は、地域再生法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第５号の条例改正は、旅行業法の一部改正に伴い、旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査に係る手数料を定めるものでございます。

第６号の条例制定は、不動産特定共同事業法の一部改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、所要の整理を行うものでございます。

第７号の条例改正は、水防法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

第８号の条例改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の定義が明確化されたこと等に鑑み、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

第９号の条例改正は、本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、新たに徳島県立城ノ内中等教育学校を設置するものでございます。

第10号の条例改正は、管轄区域内の治安の維持及び向上の必要性に鑑み、徳島西警察署及び石井警察署の管轄区域並びに徳島北警察署及び板野警察署の管轄区域をそれぞれ統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称及び位置を定めるとともに、徳島東警察署の名

称を改めるものでございます。

第11号から第17号までは、平成29年度の県営事業に対する受益市町村負担金につきまして、地方財政法第27条第2項などの規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

第18号の工事請負契約は、契約金額が4億9,680万円、契約の相手方は、北岡組・三木組西部健康防災公園物資集積施設新築工事のうち建築工事共同企業体となっております。

第19号の購入契約は、契約金額が1億6,852万9,788円、契約の相手方は、三菱電機株式会社四国支社となっております。

第20号の公の施設の指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。

第21号は、平成28年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

第22号は、病院事業会計の平成28年度決算の認定を、第23号から第26号は、企業局の各会計に係る平成28年度剰余金の処分及び決算の認定を、それぞれお願いするものでございます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号、徳島県継続費精算報告書につきましては、出合大橋上部工架設事業に係るものでございます。

報告第2号、平成28年度決算に係る健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を監査委員の意見を付し報告するものでございます。

報告第3号、平成28年度決算に係る資金不足比率の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業の財政状況を判断する指標として、資金不足比率を監査委員の意見を付し報告するものでございます。

報告第4号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては7件で、合計金額は125万6,442円となっております。

報告第5号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては17件で、合計金額は283万5,000円となっております。

報告第6号は、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、徳島県鳴門病院の業務の実績に関する評価結果を報告するものでございます。

報告第7号は、地方独立行政法人法第29条第2項の規定による、徳島県鳴門病院の中期目標に係る事業報告でございます。

報告第8号は、地方独立行政法人法第30条第3項において準用する同法第28条第5項の規定により、徳島県鳴門病院の中期目標に係る業務の実績に関する評価結果を報告するものでございます。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきましては、その概要を御説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料、横長の資料によりまして、その概要を申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案4件、決算認定議案1件、報告2件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算のア、総括表の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が40億円でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが諸局を含めまして1,248億2,219万2,000円となっております。

2ページをお開きください。

イ、課別主要事項について、御説明申し上げます。

財政課におきまして、基金の積立金の補正を計上してございます。

3ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

2、その他の議案等についてでございます。

4ページから5ページ記載の（1）条例案4件につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

6ページをお開きください。

（2）平成28年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

（3）平成28年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございますが、こちらに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく平成28年度決算に係る健全化判断比率でございまして、今議会で監査委員の意見を付して報告させていただくものでございます。

まず、左から見ますと実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、共に「－」と記載のとおり赤字額は発生してございません。

次の実質公債費比率は14.6%、右端の将来負担比率は182.1%となっております。

それぞれの比率の下、括弧内の数値は早期健全化基準、いわゆる黄色信号に当たる基準比率でございます。仮にこの基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなり、財政健全化計画を策定し議会での議決等が義務付けられておりますが、本県の比率は、この基準をクリアしてございます。

なお、監査委員の意見書を御配付させていただいております。

7ページを御覧ください。

（4）専決処分の報告についてでございますが、ア、職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、8ページにかけて記載のとおり、4件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、美馬郡つるぎ町在住の方と賠償金20万6,921円で和解したものでございます。その内容は、平成29年2月17日に県有車両が町道を南進し、信号のない交差点で県道に右折しようとした際、東進してきた相手方車両と衝突したものでございます。

2件目が、小松島市在住の方と賠償金7万9,298円で和解したものでございます。その内容は、平成29年4月6日に県有車両が臨港道路を西進中、信号のない交差点に進入したところ、左側から北進してきた相手方車両と衝突したものでございます。

3件目が、板野郡上板町在住の方と、賠償金8万724円で和解したものでございます。その内容は、平成29年4月19日に用務先駐車場にて、県有車両から降りようと運転席ドアを開けたところ、強風にあおられて隣に駐車中の相手方車両に接触したものでございます。

4件目が、徳島市在住の方と賠償金11万9,238円で和解したものでございます。その内容は、平成29年5月12日に県有車両が用務先駐車場から出庫する際、ハンドルを早く切りすぎ、隣に駐車していた相手方車両の右側前部に接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転等につきましては、8月末の庁内会議におきましても注意喚起を行ったところであり、今後とも事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点御報告申し上げます。

まず、お手元の資料1を御覧ください。

退職職員の再就職状況についてでございます。

平成28年度に退職した正課長級以上の職員の再就職先等の状況につきまして、表のとおり公表することといたしましたので、御報告いたします。

次に、資料2を御覧ください。

徳島東警察署庁舎整備に関する土地の交換の御報告でございます。裁判所余剰地と旧ろう学校跡地の交換を進めてきており、国から、6月29日に交換決定通知を、7月10日に交換財産の鑑定結果通知を頂いたところです。

国の鑑定では、裁判所余剰地が7億6,500万円、旧ろう学校跡地が7億6,000万円、交換差額は500万円となり、これを県が負担して交換契約を締結する予定でございます。

今後は、9月末までに交換契約を締結した後、警察本部に所管替えを行う予定でございます。

以上で、経営戦略部関係の報告を終わらせていただきます。

どうぞ、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、10月31日に県中央部において実施することとし、視察箇所等につきましては、私のほうで案をつくりお示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）
それでは、さよう決定いたします。
これをもって、総務委員会を閉会いたします。（15時41分）